

成田空港の離着陸制限（カーフェュー）の弾力的運用〔令和７年度〕の 検証結果について

令和 8 年 8 月 2 8 日
成田空港に関する四者協議会担当部課長会議
（事務局 千葉県総合企画部空港地域共生課）
TEL 0 4 3 - 2 2 3 - 2 2 6 8

平成 2 5 年 3 月 2 9 日の四者協議会で合意し、実施している「成田空港の離着陸制限（カーフェュー）の弾力的運用」に関し、令和 7 年度の実施状況について、四者協議会として検証した結果、確認書に違反する運用はないものと認められました。

1 対象期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日

2 実施件数 1 3 件

3 検証方法

カーフェューの弾力的運用を実施した 1 3 件について、空港会社から適用の理由及び経緯の説明を受けて、四者協議会として検証を行った。

4 検証結果

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までのカーフェューの弾力的運用実施状況について検証したところ、確認書に違反する運用はないものと認められた。

なお、カーフェューの弾力的運用については、引き続き、確認書に則った運用がされているかどうか注視していく。

（参考）

○四者協議会構成団体：

国土交通省、千葉県、成田国際空港株式会社

空港周辺 9 市町（成田市、富里市、山武市、香取市、多古町、芝山町、横芝光町、
栄町、神崎町）

○確認書：成田空港の離着陸制限（カーフェュー）の弾力的運用に関し、対象となる事由等、四者の合意内容を記載して締結したもの。